二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

イ　前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を三パーセント以上五パーセント未満で増額した場合　対象者一人につき三万三千円（中小企業事業主にあつては、五万円）

（削る）

（削る）

ロ　前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を五パーセント以上で増額した場合　対象者一人につき四万三千円（中小企業事業主にあつては、六万五千円）

（削る）

（削る）

6　前項第一号に該当する事業主が、同号ハに規定する措置を職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行つた場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イ及びロに定める額に加え、一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

（削る）

7～11　（略）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

イ　前号ハの措置を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき、次の(1)又は(2)に掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　一人以上六人未満　対象者一人につき二万一千円（中小企業事業主にあつては、三万二千円）

(2)　六人以上　対象者一人につき一万九千円（中小企業事業主にあつては、二万八千五百円）

ロ　前号ハの措置を講じ、かつ、生産性要件に該当する事業主　一の事業所につき、次の(1)又は(2)に掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　一人以上六人未満　対象者一人につき二万六千二百五十円（中小企業事業主にあつては、四万円）

(2)　六人以上　対象者一人につき二万四千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

6　前項第一号に該当する事業主が、同号ハに規定する措置を職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行つた場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イに定める額に加え、一の事業所につき十四万二千五百円（中小企業事業主にあつては、十九万円）又は同号ロに定める額に加え、一の事業所につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

7　第五項第一号に該当する中小企業事業主が、同号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を三パーセント以上で増額した場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号イ又はロに定める額に加え、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給するものとする。

一　生産性要件に該当しない事業主　次のイ又はロに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき一万四千二百五十円

ロ　五パーセント以上　対象者一人につき二万三千七百五十円

二　生産性要件に該当する事業主　次のイ又はロに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき一万八千円

ロ　五パーセント以上　対象者一人につき三万円

8～12　（略）